

「御嵩町外国語指導助手派遣事業」事業者選定プロポーザル実施要領

I. 業務の概要

本事業は、御嵩町プロポーザル方式執行基準に基づく御嵩町外国語指導助手派遣事業事業者選定業務で、外国語による「聞くこと」「話すこと」を中心とした外国語活動・外国語教育の向上のため、より実践的なコミュニケーション能力の育成を目指したものです。

そのため、外国語指導助手（Assistant Language Teacher 以下「ALT」という。）を活用し、外国語教育の充実を図り、グローバルな人材の育成に努めていきたいと考えています。

このため、御嵩町外国語指導助手派遣事業では、ALTを町内小中学校を中心に派遣して、行政・地域・学校と連携・協力し、外国語教育等の業務をしていただける事業者を募集するものです。

今回、本事業を発注するにあたって、プロポーザル方式により提案内容を審査し、受注者を選定することとしました。

II. 業務名称等

1. 事業名称 御嵩町外国語指導助手派遣事業
2. 事業内容 仕様書に定める事業
3. 履行期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日（3箇年継続事業）
4. 発注者 岐阜県可児郡御嵩町
事務局：御嵩町教育委員会 学校教育課（担当：河村^{かわむら}）
〒505-0192 岐阜県可児郡御嵩町御嵩 1239 番地 1
TEL (0574) 67-2111（内線 2305）
FAX (0574) 67-1902
電子メールアドレス gakkou@town.mitake.lg.jp

III. 参加条件

1. 御嵩町競争入札参加資格審査要領第2条各号に該当しないこと。
2. 公募型プロポーザル参加申請書（以下「参加申請書」という。）の提出時点で、御嵩町競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
3. 平成30年度以前から岐阜県内の地方公共団体において、ALTの受注実績を2件以上有すること。
4. 労働者派遣事業許可を受けていること。

IV. プロポーザルの実施スケジュール

	手 順	期 限 等
1	プロポーザル実施の通知	令和3年12月22日（水）
2	参加申請書受付期限	令和4年1月11日（火）
3	質疑受付期間	令和4年1月13日（木）～19日（水）
4	質疑回答	令和4年1月24日（月）
5	企画提案書提出期限	令和4年1月27日（木）
6	企画提案書の審査（プレゼンテーション）	令和4年1月31日（月）
7	審査結果の通知	令和4年2月2日（水） ※郵送

V. 質疑応答

本事業に関して質疑がある場合には、次に従って質疑書を提出のこと。口頭による質疑は不可とします。

1. A4 サイズ縦型で横書きとし、質疑事項は1問1枚とします。(様式4参照)
2. 質疑書には、会社名と連絡先等を記入してください。
3. 質疑書の提出方法は、直接事務局へ持参、郵送、電子メールの方法とします。(FAXは不可)
 - ・持参の場合は、平日の午前9時～午後5時までの間に来庁してください。
 - ・郵送の場合は、質疑受付期間末日の午後5時までには到着した分までとします。
 - ・電子メールの場合は、PDF形式もしくはMicrosoftWord2014以下のバージョン形式で作成したものを提出のこと。
4. 質疑書の提出期限は、令和4年1月19日(水)午後5時までとします。
5. 質疑事項への回答は、プロポーザル参加者全員に電子メールで通知します。
6. 本事業に関する事項以外の質疑は一切受け付けません。
7. 質疑の回答は、この実施要領の追加あるいは修正とみなします。

VI. 提出図書等(企画提案書)

1. 提出方法

- ①提出する企画提案書は、1社につき1案とします。
- ②企画提案書は、丸めたり、折り曲げたりしないで提出してください。
- ③企画提案書の提出方法は、直接事務局へ持参もしくは郵送(宅配含む)とすること。
- ④企画提案書の提出期限は、令和4年1月27日(木)午後5時までとします。
 - ・持参の場合は、平日の午前9時～午後5時までの間に来庁してください。
 - ・郵送の場合は、企画提案書提出期限末日の午後5時までには到着した分までとします。

2. 提出図書

- ①プロポーザル参加者は、自己の責任・負担において必要な企画提案書を作成し、下記の要領で事務局へ提出してください。なお、書式は全てA4版・縦型・横書き・左綴じで作成してください。
- ②企画提案書は表紙、裏表紙及び目次を除き、20ページを超えないものとします。
- ③企画提案書を補足する説明資料等の添付は不可とします。

提出図書	記載内容	備考
公募型プロポーザル参加申請書	所在地、会社名、代表者氏名、担当者名、連絡先等を記載してください	
企画提案書表紙	所在地、会社名、代表者氏名、担当者名、連絡先等を記載してください	様式1参照
業務担当者経歴書	本業務の担当者の職歴、資格、実績等の経歴を記載してください	様式2参照
企画提案書	御嵩町外国語指導助手派遣事業仕様書に定める内容	任意様式 ※単色・多色両方可 ※詳細は仕様書参照
概算見積書	年額(1年分)を記載してください。	様式3参照 ※概算の見積もりで

	各経費の内訳については、必ず別紙に具体的に記載してください。 (報酬、交通費、保険料、管理経費、採用経費、研修費等)	結構です。正式な見積書は、選定業者決定後に改めて提出していただきます。
会社概要等	①定款、規則その他これらに類する書類 ②当該法人の登記事項証明書 ③労働者派遣事業許可証(写し) ④決算書類(損益計算書、貸借対照表)を過去3年間分 ⑤平成30年度以前から令和3年度までに、岐阜県内の地方公共団体と締結した契約書の写し(2件分) ⑥貴社の業務内容の分かるもの(パンフレット可)。	証明書を除き、A4版とします。

3. 提出部数

企画提案書は7部、それ以外は1部とします。

4. プレゼンテーション(審査)

提出された企画提案書の内容について説明をしていただきます。プレゼンテーションは、本事業に携わる者が実施することとします。

日 ち	令和4年1月31日(月)
場 所	御嵩町役場 第1委員会室(本庁舎2階)
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・所要時間は30分程度。(プレゼンテーション20分程、質疑応答10分程) ・PC、プロジェクターを使用する説明は可能とします。スクリーンは準備しますが、その他の機材についてはプレゼンテーションをおこなう者が準備すること。使用する場合は、事前に事務局へ連絡すること。 ・時間については別途ご案内します。 ・指定の時間に遅れた場合は審査対象としません。 ・プレゼンテーションへの出席者は3名以内とします。 ・プレゼンテーションは非公開とします。 ・プレゼンテーションは、提出された企画提案書に沿って分かりやすく簡潔におこなうこととし、説明のスタイルは自由とします。ただし、追加提案の説明及び追加資料の提出は認めません。

VII. 審査

1. 審査方法

御嵩町外国語指導助手派遣事業に係る選定委員会において、提出された企画提案内容や見積額等の審査をします。また、プロポーザル参加者によるプレゼンテーションを実施した上で、最高点を得た者を契約候補者に特定します。最高点を取得した者が2社以上ある場合は、見積金額の低い者を契約候補者に特定します。さらに見積金額が同価格である場合は、くじ引きとします。

2. 審査基準

公立小中学校外国語教育におけるALTにかかわる事業が十分できる事業者であることが必須条件であり、外国語教育への姿勢、講師の採用方法・採用条件、講師の研修内容やその体制、ALTへの指導体制、本町に合った事業展開などを評価します。

3. 失格

次の各号の一に該当するものは失格とし、審査の対象とはしません。

- ①提出図書等に虚偽の記載のあるもの
- ②提出期限までに企画提案書等が提出されなかったもの
- ③その他、本要領に違反するもの

4. 審査結果

審査の結果は、文書によってプロポーザル参加者宛に通知します。なお、面会や電話による結果の問い合わせには応じられません。また、審査の結果について、何人も異論を申し立てることはできませんし、審査結果内容について説明を求めることもできません。

5. 学識経験者3名、町教育委員会事務局員3名の計6名で、御嵩町外国語指導助手派遣事業事業者選定委員会を構成する。

VIII. その他

1. プロポーザルの中止等

やむを得ない理由により、プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止または取り消す場合があります。この場合において、プロポーザルに要した費用を御嵩町に請求することはできません。

2. 費用負担

審査結果にかかわらず、プロポーザルに要する費用は参加者の負担とします。

3. 提出図書等の帰属

提出図書等は御嵩町に帰属するものとし、プロポーザル参加者への返却はいたしません。

4. 情報公開

提出された提案書等は、御嵩町情報公開条例（平成8年条例第2号）に基づく公文書公開請求の対象となりますので、ご承知おきください。

5. 事業の委託

- ①選定された事業者を契約候補者に特定します。
- ②事業料は10,923,000円（年額、税込み）を上限とします。
- ③選定された事業者の提出図書に盛り込まれた内容が、すべての作業内容になるとは限りません。

6. 契約について

- ①プロポーザル結果は令和4年度から3年間有効とし、該当年度の予算が成立した場合に3年間の長期継続契約を初年度4月に締結をします。ただし、翌年度以降において所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合には、発注者は当該契約を変更又は解除することができるものとする。
- ②本契約に関わる予算額が確定した結果、仕様書に示した事業規模を変更する場合があります。この際、事業者に対して御嵩町は一切責任を負いません。
- ③その他、御嵩町契約規則及び契約約款を遵守してください。

■問い合わせ：御嵩町教育委員会 学校教育課（担当：河村）
〒505-0192 岐阜県可児郡御嵩町御嵩1239番地1
TEL (0574) 67-2111（内線2305）
FAX (0574) 67-1902
電子メールアドレス gakkou@town.mitake.lg.jp